

目 次

| | |
|---|-----------|
| 新ガイドライン立法の危険なガイド先 | 小 松 浩 (1) |
| 子と親のコミュニケーションについて考えたこと | 林 智 樹 (4) |
| 新規受入図書案内 (1998年 4 月～1998年 8 月受入分) | (6) |

「新ガイドライン立法の 危険なガイド先」

小 松 浩

はじめに

「先生、新ガイドラインって、アメリカの戦争に日本が協力するってことでしょう。新聞に表が載っていたけど、補給とか、輸送とか、ずいぶんいろんな協力をしなけりゃいけないみたいだけど、アメリカの戦争に日本が協力するなんて、なんかいやな感じ」、「憲法9条があるのに、こんなことしていいのかな。僕らも協力させられるのかな」

以上は、昨年9月の新ガイドライン締結直後のゼミの学生たちの発言である。素朴だが、新ガイドラインの本質に迫る発言である。かつて「国連協力」とか、「国際貢献」が叫ばれた頃のゼミ生の受け止め方とは確実に違う反応である。国連ではなくアメリカの戦争に直接「協力」する、さらに、自衛隊だけでなく自分たちも「協力」させられるのではないか、「なんかいやな感じ」がしたのである。

1996年4月の日米安保共同宣言、97年9月の新ガイドラインの締結、本年4月の周辺事態法案等の閣議決定・国会への提出と、日米安保体制は重大な岐路に立たされている。こうした一連の安保再定義の動きは、現行安保条約の枠組みを逸脱するものであり、条約の改正を経ずして実質的に安保体制を改変する

試みであり、これは、21世紀の日本の進路を決定づけるほどの重大な変容を意味していると思われる。この問題をめぐっては、一方で、先の学生たちの発言のように、強い拒絶反応もあらわれており、本年4月には、「思想・信条の違いをこえて新ガイドライン立法の阻止」をめざす運動体として56団体の参加を得て「新ガイドラインとその立法化に反対する国民連絡会」が結成された。また、三重県でも、同様の趣旨で、本年8月8日に、安保破棄三重県実行委員会、三重県革新懇話会、みえ労連、三重県平和委員会、三重県憲法会議の5団体の呼びかけで「新ガイドラインとその立法化に反対する三重県民連絡会」が結成され、反対運動も一定の前進を勝ち得るに至っている。しかしながら、他方、本年7月の参院選挙においては、こうした安保再定義をめぐる問題はついに争点となるには至らず、多くの国民にとっては、新ガイドラインおよびその立法化の具体的内容、さらにその危険性についてはあまり認識されていないというのが現状ではなかろうか。そこで、この小論では、新ガイドライン立法の中核的な立法である周辺事態法案を中心に内容を紹介するとともにその問題点を指摘してみたい。

1. 「周辺」とは何か、「事態」とは何か

周辺事態法案では、法案のタイトルにもなっている「周辺」、「事態」など極めて曖昧な概念が用いられており、そもそも法律のあり方として根本的な疑問が存在する。

周辺とは、通常は、特定の地域を限定する地理的概念であるといえようが、新ガイドラインおよび法案でいう「周辺」とは、「地理的なものではなく事態の性質に着目したもの」であるとされ、地理的には何らの制限も付されていない。現行安保条約は在日米軍の活動領域をいわゆる「極東」に限定しているが(6条)、法案1条にいう「我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」に対して、たとえそれが「極東」の範囲を越えるものであっても米軍に対する日本の後方支援が可能となる体制を整備しようとするのが本法案なのである。すなわち、アジア・太平洋地域、さらには中東をも射程に入れ、アメリカの軍事行動に対する日本の「協力」体制を整備しようとするのである。

同様に、法案のいう「事態」という概念も極めて不明確である。そこで念頭に置かれているのは、あくまで「我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」なのであって、外部からの武力攻撃を前提にはしていない。すなわち、日本もアメリカも何らの武力攻撃を受けていないにもかかわらず、アメリカが何らか理由で軍事行動を行えば、これに対して日本が後方支援を行うことが可能になるのである。国連憲章上、本来許される武力の行使は、外部からの武力攻撃を前提とする個別的・集団的自衛権の行使(51条)、および、集団的安全保障(42条)の場合に限定されているが、法案ではそのような限定がなされていない。アメリカは、ベトナム戦争、グレナダ侵攻、パナマ侵攻などこれまでも国連憲章に違反する軍事行動をたびたび行ってきたが、こうした国連憲章に違反するアメリカの軍事行動に対しても、それが「我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」と認定さえすれば、それへの「協力」が可能になるものなのである。

2. 国会の承認なしの軍事行動

「周辺事態」に対していかなる「協力」を行うかは、閣議によって決定され(4条)、国会へは事後的に報告されるだけである(10条)。国会は、選挙によって主権者国民の意思を直接代表する「国権の最高機関」(憲法4

1条)であるが、法案はこうした憲法の国民主権原理、議会制民主主義原理を否定し、軍事的「合理性」を追求するものとなっている。なお、こうした手続きは、現行自衛隊法の規定に照らしても大いなる落差があるといえる。すなわち、自衛隊法76条は、自衛隊の防衛出動に際しては、国会の事前承認を原則としているからである。なお、こうした法案の国民主権、議会制民主主義否定の姿勢に対しては野党のみならず自民党内部からも批判が出されており、例えば、後藤田正晴元副総理は、「なぜ国会承認を回避しようとするのか、理由が明らかでない」として「国会の承認を要するとすることが望ましい」と主張する(『朝日新聞』98年4月29日付)。

3. 具体的にはどんな「協力」をするのか

周辺事態法案は、「後方地域支援」、「後方地域捜索救助活動」、「船舶検査活動」といった3つの内容を規定している。

(1) 「後方地域支援」とは何か

「後方地域支援」については、まず、「後方地域」の定義をめぐって問題が存する。法案3条は「後方地域」について定義を行っているが、それによると「我が国領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、それで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる我が国周辺の公海及びその上空の範囲」とされている。戦闘地域から一線を画された地域での活動であるからアメリカの軍事行動と一体ではないし、戦闘に巻き込まれることがなく安全なのだといいたいのであろう。しかし、近代戦の現実からすれば、戦闘地域は刻一刻と変化するのであり、一線を画すということは物理的に困難である。近代戦を熟知した防衛庁制服組がこの「一線」論に懐疑的だというのは至極当然であるといえる。

具体的な支援内容は、法案の別表1に規定されており、補給、輸送、修理及び整備、医療、通信、空港及び港湾業務、基地業務が規定されている。しかしながら、法案4条1項2号では、その他の後

方支援があり得ることが示唆されており、別表1はあくまで例示列举に過ぎない。さらに、別表1の備考1には、「物品の提供には、武器（弾薬を含む）の提供を含まないものとする」と規定されており、一見すると、武器・弾薬にかかわる支援活動を一切行わないかのように見える。しかしながら、輸送についてはこのような限定はなく、政府の考えは、武器・弾薬の提供は行わないが、輸送は行うとのことである。このような区別を行うことについていかなる意味があるのか筆者には不明であるが、いずれにしても、武器・弾薬は、国際法上、絶対的禁制品であり、これらの輸送は敵性行為であって、拿捕の対象となりうる。武器・弾薬なしに戦闘はできないのであって、これらの輸送を行う日本の行為は、相手国からすれば明らかに参戦行為とみなされるであろう。要するに法案の規定する「後方地域支援」とは、戦闘部門と不可分一体の軍事的機能を果たすものであり、参戦行為であって、憲法9条の戦争放棄条項に抵触するのは明らかである。

(2) 「後方地域搜索救助活動」、「船舶検査活動」の危険性

「搜索救助活動」とは、戦闘による遭難者の搜索・救助を行うことである（6条）。「船舶検査活動」とは、いわゆる臨検のことであり、国際法上の交戦権の行使に当たるものである。いずれの活動も相手国からすれば敵性行為と見なされるものであり、相当の危険が伴う活動であるといえる。それゆえ、法案11条ではこれらの活動につき武器の使用を認めている。

(3) 「国以外の者による協力」

こうした後方支援は何も自衛隊だけが行うのではない。地方自治体、民間にも必要な協力が「要請」されたり、「依頼」されたりするのである（9条）。確かに法案には罰則規定はないが、政府見解によれば、自治体が正当な理由なく拒否すれば「違法状態」であるとしており、現在の国と地方との関係を前提にすれば拒

否することは困難であるといえよう。こうした事実上の強制は、憲法92条の地方自治の本旨に抵触するものといわざるを得ない。さらに、現在の国と企業の間からしても、企業が依頼を拒否することは考えにくい。いずれにしても、国家公務員はもとより、地方公務員、民間労働者が、自らの意思に反して職務命令によってアメリカの戦争に「協力」を強制される事態が十分予想され、憲法18条の奴隷的苦役の禁止、憲法18条の思想及び良心の自由を侵害する可能性が極めて濃厚である。

むすびにかえて

以上簡単にではあるが周辺事態法案の問題点を概観してみた。周辺事態法案は、それが憲法の平和主義に抵触するのみならず、国民主権、地方自治の本旨、基本的人権の尊重といったその他の憲法の基本原理の観点からも重大な問題を内包していることがわかりただけだと思う。

なお、新ガイドライン関連立法法案としては、さらに、自衛隊法「改正」案、ACSA「改正」案もあるが、紙数の関係からここでは省略せざるを得ない。また、「冷戦」体制の崩壊にもかかわらず日米安保体制の強化なのかといった新ガイドライン体制成立の背景についても省略せざるを得ない。この点については、拙稿「日米安保体制の歴史的展開—新ガイドライン登場の背景」法学セミナー1999年1月号を参照していただき、この問題についての理解を深めていただければ幸いである。

(1998年9月30日脱稿)

『子と親のコミュニケーション について考えたこと』

林 智 樹

その1 手塚治虫の『火の鳥』を題材として
筆者は“マンガ世代”（かつてはマンガ少年。そして今はマンガ中年）を自認するものであるが、最近ふと思いつくことがあって、手塚治虫のライフワークと言われている『火の鳥』全13巻を文庫本で買いそろえた。

『火の鳥』との出会いは、たしか小学生の高学年の頃だったと思うが、遊びに行った従兄の家の書棚に『火の鳥』数巻が並んでいた。その一冊を手にしたときから従兄の家に行く遊びもせず、繰り返し『火の鳥』を読んでいた。

今改めて読み返すと小学生の高学年とは言え難しい内容である。当時の私とその意味するところをどれだけ理解していたか不明であるが、ある種の感動を持ちながら『火の鳥』を読み進む私の姿がそこにあったと記憶している。

それまで赤塚不二夫や藤子不二雄、石森章太郎（後に石ノ森）、永井豪といった、少年マンガしか読んでこなかった私を引き付ける何かは『火の鳥』にはあった。

その後少年から青年、そして成人するまでの期間、他のマンガ家の作品とともにいくつかの手塚作品に親しんできたが、その間『火の鳥』との‘再会’は何故かなかった。そして数年前角川文庫から文庫版の『火の鳥』が出版されていることを知り、いつかは‘再会したい’と気にはとめていた。

その機会は息子——親の血を引いてすっかりマンガ少年となっている——が小学6年生になったことからおとずれた。

それはかつて少年マンガに触れ、知らず知らずのうちに人間や社会の多くのことを学び感動を積みあげていった私自身の‘12歳’の体験を息子になんとか伝えたい、という思いがあったからである。

思惑どおり、息子は『火の鳥』の13巻を今まさに繰り返し繰り返し読んでいる。そして

適当な時期を見計らって父親である私は息子にその感想を求めた。（それは親子のコミュニケーションづくりに苦勞している父親がマンガを種に、共通の話題をつくらうとするいささか安直な姿かもしれないが…）

息子はそのうっとうしい父親の問いにあっさり、そして簡潔に『同じことの繰り返しだね』と答えてくれた。

期待していた親子の会話は、その一言であっけなく終わってしまった。が、私は十分満足できた。そう、息子の言葉は的確なものであったからである。

『火の鳥』では、人類が群から大きな集団で行動するようになった数千年前の時代から機械文明に支配されやがて核戦争により全滅する数千年の未来、さらにそこから人類が再生する数十億年先の未来が描かれている。作中の火の鳥自体は超生命体としてそれぞれの時代に存在し、人類の‘負の遺産’を見つめながら時には小さく弱い人間の人生をもてあそび、人間を突放し、また時には気紛れのように寄り添う。

他方作中には、人間の作り出した自然神崇拜や仏などの宗教、時代を経てからの機械文明が、やがては人間が人間を支配する道具となり、その支配・被支配の構造が人類を破滅へと導くものとして描かれている。人が不合理に殺されていく場面も、人類の愚かさを強調するかのようによく描かれているのも印象深い。

このような手塚治虫の人間とその歴史の描写から、人間を根本のところから信じ、そして宇宙の歴史からみればほんの一瞬の生であるけれどもその‘命’を励まそう、といったヒューマニズムを読み取る、ということはいささか穿った見方かもしれない。

しかし、まさにこの『火の鳥』は、人間の歴史の中での破滅と再生の姿を通して、現代社会に求められている思想や行動とはなにかを、そして私たちはどのように生き、考え実行すべきか、というメッセージを繰り返し繰り返し読者に伝えているのである。

その観点から『同じことの繰り返しだね』と簡潔に答えてくれた息子は、ヒューマニズムという言葉や意味を知らなくても、『火の

鳥』の放つメッセージを彼なりに受け取ったのだと私は確信した。

私の息子に対する‘コミュニケーション形成のための第一弾’はとりあえずあっけなく終わった。そして今第二弾、第三弾を構想している。

——蛇足であるが、手塚治虫は、自らのライフワークである『火の鳥』は最終的には現在にたどりつき完結すると予告していたが、作者の死でそれは途絶えたことを付記しておく

その2 子と親のコミュニケーション作りの意味するもの

7月25日・26日の二日間、名古屋市において「第10回ろう教育を考える全国討論集会」が開かれ、全国から600人の関係者が集い、筆者も参加する機会を得た。

「ろう教育」とは思い聴覚障害を有する子どもの、乳幼児期の教育から高等教育に至るまでの学校教育・家庭教育を指すものである。「ろう教育」自体は、わが国においては明治11年(1878年)から取り組まれており、すでに120年の歴史が築かれている。その意義や成果は大きなものがあるが、他方で障害児のインテグレーションの問題(普通学校での不十分な統合教育の実態)、ろう学校教育における手話の位置づけの問題(近年まで手話を教育場面で使うことは適切でないという考え方が主流であった)、高等教育機会の拡大と講義保障のあり方の問題(短大、大学への進学者が増えているが‘聞こえない’状況に対する配慮・講義保障が不十分である)、聴覚障害者の社会教育・生涯教育のあり方など多くの課題が存在している。これらを一言でまとめれば、ろう教育においては‘聴覚障害児・者の全人格的な発達と社会参加を保障する新しい教育行政・教育実践のあり方が模索されている’時期・状況、と言える。

さて、障害児教育研究を専門にしない筆者には「ろう教育」を云々する力量はないので本稿の主題にもどって子と親のコミュニケーションについて考えてみたい。

先に紹介した「全国討論集会」において、聴覚障害を有する立場からいくつかの発言が

あった。以下若干長い引用ではあるが、印象に残ったものを記述する。

「母は、私が生まれて耳が聞こえなくなったとき、ショックで自殺をしようと考えました。(略)父から『耳が聞こえなくても一緒に頑張ろう』と言われ、〇〇ろう学校幼稚部に入学しました。(略)もしあのとき母と一緒に自殺していたら今生きていない。今は両親に感謝しています。」「私が小さいとき、父母とのコミュニケーションは口話や身振りでした。手話は学校から厳しく禁止され、父母との会話もなかなか通じなくて淋しかったことや悔しかったこと、友達がろうの両親と楽しそうに手話で話しているのを見て本当にうらやましいと思ったことを覚えています。(略)母は、私が口話がうまくできなくてとても悔しく思ったようです。泣いている母の姿を見たことがあり、いまでも忘れることができません。」

この発言者は、現在結婚し一児の母親となっていて、自らがかつて体験した親子の関係を今まさに娘と自分との関係に重ねて、よりよい子と親のコミュニケーションのあり方を模索している——困難はいっぱいあるが……—状況にあると報告した。

障害児教育における20~30年前あるいはそれ以前の状況と今日の状況は、教育環境や意識は大きく変化してきている。昭和30年代においては、わが子の障害を苦に「自殺する母親」「親子心中」「障害児の殺害・遺棄」といった出来事が3日に1回の割合で新聞紙面に載った、という調査報告もある。障害を有する人々の命や人権の尊重についての認識は、ノーマライゼーションの思想の普及で大きく転換しつつある。そしていまようやく聴覚に障害をもつ子どもらへのろう教育も転換期・発展期を迎えつつある。が、しかし一般の家庭においても子と親のコミュニケーションが不十分な状況となってきているなかで、聴覚の障害を有する人々の家庭における子と親のコミュニケーション形成には先の引用で見たように様々な困難が今でも残っている。

筆者が障害者福祉施設の職員として在職していたときにも、子と親のコミュニケーションの障壁から『早くこんな家出たい』という

子の訴えを聞いた。親を親としてみず、非行の道に走る子らに出合った。そのような子どもらの言動に戸惑い、涙する父親、母親の姿を見た。なかには時間が解決するものもあるが、子、親とも不幸である。

なにが不幸なのか。言語学者の尾関周二氏は、コミュニケーションの本質を、社会的・文化的・精神的なバックグラウンドのなかで個性の形成と共同性の形成を行なうものであるととらえる。尾関氏の観点に立てば、子と親との間のコミュニケーションの障害は、子・親それぞれの個性の形成（人間としての発達）の障害となり、子・親の共同性の形成（生活という共同的営みの形成）の障害となる。そのような「障害」状況の存在が不幸なのである。すなわち子と親とのコミュニケーションが不十分であると「子育て」「親育ち」が困難になるということである。

* * * *

先日、私の町にある手話サークル（聴覚障害者と一緒に手話を学ぶボランティアサークルで一応筆者も会員となっている）の例会に息子と娘を誘った。子どもらはあっさり『嫌』と口をそろえて言う。我が家の子と親の育ち合いのための努力はこれからもつづく。

新規受入図書案内

(1998. 4 ~ 1998. 8)

総記 (000)

〈岩波新書〉

| | |
|------------|--------|
| 戦争を語りつぐ | 早乙女 勝元 |
| 政治・行政の考え方 | 松下 圭一 |
| 雇用不安 | 野村 正実 |
| 過労自殺 | 川人 博 |
| 日本の教育を考える | 宇沢 弘文 |
| 瀬戸内の民俗誌 | 沖浦 和光 |
| 宇宙の果てにせまる | 野本 陽代 |
| 稲作の起源を探る | 藤原 宏志 |
| 商人（あきんど） | 永 六輔 |
| イギリス美術 | 高橋 裕子 |
| 新・サッカーへの招待 | 大住 良之 |
| 現代社会と教育 | 堀尾 輝久 |

〈岩波ブックレット〉

| | |
|---------------|-------|
| 戦後を戦後以後、考える | 加藤 典洋 |
| 金融ビックバン | 岸本 重陳 |
| 教科書裁判はつづく | 家永 三郎 |
| 知を創造する | 佐藤 文隆 |
| 劇症型アレルギー | 角田 和彦 |
| TVドラマ“ギフト”の問題 | 飯田 譲治 |
| 環境ホルモン | 田辺 信介 |
| コンピュータ2000年問題 | 松井 一郎 |

経済・経営分析のためのプログラミング

| | |
|---------------|-------|
| | 原田 康平 |
| 経済のゲーム分析 | 村田 省三 |
| 多目的意思決定と経済分析 | 前田 隆 |
| 経済計画分析 | 大住 圭介 |
| 数理ファイナンス論 | 田端 吉雄 |
| Sによる経営情報解析 | 時永 洋三 |
| 為替レート変動の時系列分析 | 小島 平夫 |
| 線形数学 | 菊田 健作 |
| 基本数理統計学 | 児玉 正憲 |
| 基本確率 | 玉置 光司 |

哲 学 (100)

| | |
|--------------|--------------|
| 現代青年の理解の仕方 | 辻井 正次 |
| 心一身のリアリズム | 種村 完司 |
| ルカーチ | 初見 基 |
| ベンヤミン | 三島 憲一 |
| ホワイトヘッド | 田中 裕 |
| デリタ | 高橋 哲哉 |
| 心理学マニュアル質問紙法 | 鎌原 雅彦 |
| クリティカルシンキング | E. B. ゼックミスタ |
| 自己形成の心理 | 速水 敏彦 |
| 性格心理学ハンドブック | 青木 孝悦 |
| 発達心理学第2版 | 山内 光哉 |
| 青年・成人・老年期 | 山内 光哉 |
| 精神分析的カウンセリング | 中西 信男 |
| 不思議現象 | 菊地 聡 |
| なぜキレる | 岡田 永治 |
| 日本の文化をよみなおす | 大隅 和雄 |
| 岩波哲学・思想事典 | 廣松 渉 |
| 心理学マニュアル観察法 | 中澤 潤 |
| 自分でできる心理学問題集 | 二宮 克美 |
| ユング | 河合 俊雄 |
| 絵画で読む聖書 | 中丸 明 |

歴 史 (200)

| | |
|----------------|------------|
| 越境する文化と国民統合 | 増谷 英樹 |
| 百姓一揆研究文献総目録 | 保坂 智 |
| 近世都市社会の身分構造 | 吉田 伸之 |
| 日本史のなかのフランス語 | 宮永 孝 |
| 江戸東京年表 | 大浜 徹也 |
| 支配の文化史 | 岡本 明 |
| 大英帝国 | 長島 伸一 |
| フランス学を学ぶ人のために | 田辺 保 |
| ふだん着のウィーン案内 | 真鍋 千絵 |
| 図説ウィーン世紀末散歩 | 南川 三治郎 |
| フランス暮らし入門 | 国際文化教育センター |
| アメリカ暮らし入門 | 国際文化教育センター |
| イギリス暮らし入門 | 国際文化教育センター |
| ふだん着のモントリオール案内 | 青木 節子 |
| 江戸の旅人たち | 深井 甚三 |
| ドイツ | ミシュランタイヤ社 |
| 軍備拡張の近代史 | 山田 朗 |

社会科学 (300)

| | |
|----------------------|-------------|
| 統合と均衡 | 佐藤 幸治 |
| 軍縮問題入門 | 黒沢 満 |
| 銀行論 | 高垣 寅次郎 |
| 教養としての社会福祉 | 高司 昌 |
| 近代日本の公民教育 | 松野 修 |
| 服装文化史 | 鷹司 繪子 |
| 日本・西洋被服文化史 | 元井 能 |
| 日本国憲法体制の形成 | 高橋 彦博 |
| 恒久世界平和のために | 深瀬 忠一 |
| イギリス人はおかしい | 高尾 慶子 |
| 市場社会から共生社会へ | 武田 一博 |
| 近代日本の先駆的啓蒙家たち | デ・ペ・ブガーエワ |
| 現代の社会主義 | 伊藤 誠 |
| ヨーロッパ新右翼 | 山口 定 |
| 国会学入門 | 大山 礼子 |
| 新・自由にできる選挙活動 | 自由法曹団 |
| プライバシーの境界線 | 内田 繁 |
| 市民のためのまちづくり入門 | 吉野 正治 |
| 地球化時代の国際政治経済 | 賀来 弓月 |
| 自動参戦・列島総動員の新しいガイドライン | |
| | 畑田 重夫 |
| 家族と人格 | 山根 常男 |
| 卑賤観の系譜 | 神野 清一 |
| 現在消費経済の基礎理論 | 小谷 正守 |
| 消費経済と生活行動 | 小谷 正守 |
| 消費者問題と家政学 | 日本家政学会 |
| 消費者教育 | 日本消費者教育学会 |
| キッズブレース | 日本住宅会議・関東会議 |
| アメリカの家・日本の家 | 戸谷 英世 |
| 「家をつくる」ということ | 藤原 智美 |
| 生活時間 | 伊藤 セツ |
| 消費生活概論 | 杉田 淳子 |
| 新・消費者保護論 | 日本消費者教育学会 |
| アジアの労働と生活 | 上井 喜彦 |
| 働く女性の実情 | 労働省婦人局 |
| フェミニズム教育実践の創造 | 吉田 和子 |
| 教育と思想 | 石崎 昇子 |
| 老人と家族 | 増田 光吉 |
| 老後の生活設計 | 小室 豊允 |
| 老人の社会参加 | 小西 康生 |
| 男ふたり暮らし | 伊藤 悟 |
| 子どもに答えるセックスってなあに | 小野 清二 |
| 老人の性 | 梶 博久 |

| | | | |
|-------------------|----------------|-----------------------|--------------|
| 英国株式会社会計制度論 | 山浦 久司 | 教師がくれた人生の贈り物 | J. ブルースタイン |
| パソコンによる経済予測入門 | 室田 泰弘 | 夜学 | 上田 利男 |
| はじめよう経済学のための情報処理 | 浅利 一郎 | よくわかる発達と学習 | 杉原 一昭 |
| 計量経済学 | 山本 拓 | 学校と臨床心理士 | 鶴養 美昭 |
| 恐慌・産業循環論の体系 | 富塚 良三 | いじめ克服法 | 多賀 幹子 |
| 恐慌・産業循環論の形成と展開 | 富塚 良三 | 中学三年生の心理 | 落合 良行 |
| 経済学 上・下 | P. サムエルソン | 中学二年生の心理 | 落合 良行 |
| ヨーロッパ連合への道 | 石川 謙次郎 | 中学一年生の心理 | 落合 良行 |
| 戦後企業事件史 | 佐高 信 | 子どもと遊び | 伊藤 隆二 |
| 法人資本主義 | 奥村 宏 | すぐできる!実践エクササイズ集 | 国分 久子 |
| 商法会計制度論 | 安藤 英義 | 成長する教師 | 浅田 匠 |
| 揺れる銀行揺れる証券 | 奥村 宏 | ディベート学習の考え方・進め方 | 魚住 忠久 |
| 円とドル | 吉野 俊彦 | 性と生をどう教えるか | 尾藤 りつ子 |
| 現代地方財政の構造転換 | 日本地方財政学会 | 人権教育をつくる | 喜多 明人 |
| 分権化時代の地方財政 | 日本地方財政学会 | 実践ジェンダー・フリー教育 | 小川 真知子 |
| 人口の動向 日本と世界 | 厚生省人口問題研究所 | 道徳的判断力をどう高めるか | 櫻井 育夫 |
| 信頼の構造 | 山岸 俊男 | リコーナ博士のこころの教育論 | |
| 社会的認知 | 山本 真理子 | | トーマス・リコーナ |
| アメリカのゲイたち | 栗本 千恵子 | コールバーグ理論の発展とモラルジレンマ授業 | |
| もうひとつの青春 | 井田 真木子 | | 荒木 紀幸 |
| ポケット介護技法ハンドブック | 江草 安彦 | 新しい家庭科の授業設計 | 井上 照子 |
| 「福祉」をみる、考える、支える | 川崎 育郎 | 家庭科の21世紀プラン | 日本家庭科教育学会 |
| 新世紀の福祉 | 小室 豊允 | 家庭科教育法 | 仙波 千代 |
| 福祉の仕事ガイドブック | 川村 匡由 | 子どもの心身の発達を促す手仕事のすすめ | |
| ソーシャルワーク・ハンドブック | 西尾 祐吾 | | 柳沢 澄子 |
| ケースマネジメントの理論と実際 | 白沢 政和 | 家庭科授業の創造 | 柳 昌子 |
| ソーシャル・ケース・ワークとは何か | | 大学改革日本とアメリカ | 館 昭 |
| | メアリー・E. リッチモンド | アメリカ高等教育試練の時代 | クラーク・ケリー |
| ヒューマンサービス論 | 加茂 陽 | アメリカ高等教育の歴史と未来 | クラーク・ケリー |
| 社会福祉実践の方法 | 伊東 よね | 短大はどこへ行く | 松井 真知子 |
| 介護を支える知識と技術 | 西山 悦子 | ホームスクールの時代 | マラーリー・メイベリー |
| 高齢者福祉政策と実践の展開 | 野上 文夫 | 現代と民俗 | 谷川 健一 |
| 老人の健康と心理 | 青木 信雄 | ファッションの歴史 | 千村 典生 |
| 老人の在宅介護 | 浅野 仁 | 時代の気分を読む | 千村 典生 |
| 老人の施設介護 | 岩田 克夫 | 服飾文化論 | 小池 三枝 |
| 老人と住まい | 菊澤 康子 | 風呂のはなし | 大場 修 |
| 長寿社会における高齢期の生活経営 | 浅田 幸子 | 歴史のなかの米と肉 | 原田 信男 |
| シルバービジネス | 小室 豊允 | ユカ坐・イス坐 | 沢田 知子 |
| 高齢者とまちづくり | 高齢者とまちづくり研究会 | 痴呆性老人の介護 | 小室 豊允 |
| 在宅福祉のアイデア | 萩原 清子 | ライフ・スタイル | 河合 隼雄 |
| 教養としての児童福祉 | 井上 勲 | 事典現代のドイツ | 加藤 雅彦 |
| 社会福祉の基礎体系 | 小笠原 正 | それぞれの人権 | 憲法教育研究会 |
| 元気がでる子育て論 | 尾木 直樹 | 日本経営史 | 宮本 又郎 |
| 教育をどうする | 岩波書店編集部 | 管理会計の回顧と展望 | R. W. スケイペンス |
| 人間のための教育 | 村井 実 | 円と日銀 | 緒方 四十郎 |

和・洋の心を生かす住まい
住宅

水沼 淑子
白浜 謙一

インテリアコーディネーター受験住空間設計

田口 明

3階建てのつくり方

大沢 匠

狭い敷地での間取り

泉 幸甫

増改築のポイントとデザイン

田中 謙次

敷地を生かした間取り

泉 幸甫

目で見る「住生活と」住まいのデザイン

中野 明

地下室のつくり方

伊藤 真一

食卓が楽しい住まい

川崎 衿子

いきいきさわやかダイニング&キッチン

女性建築技術者の会

すくすくのびのび子供部屋

MAG建築設計グループ

便所のはなし

谷 直樹

コレクティブハウジングの勧め

小谷部 育子

インテリア・スケッチトーク

長谷川 矩祥

すっきりひろびろインテリア

山本 其観代

インテリアコーディネートの100のポイント

町田 ひろ子

室内学入門

渡辺 優

インテリアコーディネーターハンドブック

藤井 正一

インテリア・プランニングトーク

長谷川 矩祥

インテリアデザイン

中野 明

インテリアデザインの仕事

加藤 力

図解インテリア・ワードブック

渡辺 優

界面活性剤の話

北原 文雄

建築家のためのランドスケープ設計資料集

豊田 幸夫

芸術(700)

新修体育大辞典

今村 嘉雄

日本デザイン論

伊藤 鄭爾

西洋装飾文様事典

城 一夫

色の事典

小島 尚美

インテリア配色事典

波川 育由

ドイツおもちゃの国の物語

川西 芙美

現代スポーツの社会学

佐伯 聡夫

現代社会とスポーツ

桑野 豊

スポーツ社会学の基礎理論

菅原 禮

健康スポーツの心理学

竹中 晃二

図説運動・スポーツの功と罪

中野 昭一

女性とスポーツ

加賀谷 淳子

健康と運動の科学

九州大学健康科学センター

ウォーキングと歩数の科学

波多野 義郎

運動適応の科学

竹宮 隆

語学(800)

ことばの不思議

堀井 令以知

鈴木孝夫言語文化学ノート

鈴木 孝夫

国語年鑑

国立国語研究会

暮らしのことば語源辞典

山口 佳紀

若者語を科学する

米川 明彦

逆引英語名詞複合語辞典

新富 英雄

「とってもジュテーム」にご用心

飛幡 祐規

現代日葡辞典

ジャメイ・コエーリョ

文学(900)

女の小説

丸谷 オ一

集英社世界文学大事典

世界文学大事典編集委員

メルヘンの履歴書

宮下 啓三

男であることの困難

小谷野 敦

夫山本周五郎

清水 きん

壮年茂吉

北 杜夫

青年茂吉

北 杜夫

茂吉晩年

北 杜夫

茂吉彷徨

北 杜夫

オスカー・ワイルド事典

山田 勝

産業(600)

分けよう人と車を

脱クルマフォーラム

情報・通信の社会史

石井 寛治

商業理論と流通政策

小谷 正守

現代流通のダイナミズム

鈴木 武

ガット二九年の現場から

高瀬 保

クルマ依存社会

柴田 徳衛

現代商業の理論と政策

糸園 辰雄

日本商業史

藤田 貞一郎